

参議院内閣委員会會議録第九号

昭和三十一年十二月十二日(水曜日)午
前十時二十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 亀田 得治君
理事 井上 清一君
上原 正吉君
秋山 長造君
竹下 豊次君

委員

木村篤太郎君
西岡 ハル君
荒木正三郎君
伊藤 彌道君
永岡 光治君

國務大臣

太田 正孝君

政府委員

田中 榮一君

内閣官房副長官

大 山 正君

官房公務員制
度調査室長

岡部 史郎君

行政管理局
管理部長

杉田正三郎君

常任委員
会専門員

山中 徳二君

説明員

岡松進次郎君

行政管理局次長

本日、の會議に付した案件

○国家行政組織に關する調査の件
(行政管理局の業務内容に關する件)

○一般職の職員に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣送付、予
備審査)

○委員長(亀田得治君) これより内閣
委員会を開会いたします。

国家行政組織に關する調査を議題に
供します。

本件に關連して、行政管理局の業務
内容について、當局から御説明を願
ういたします。

○説明員(山中徳二君) 私から、当行
政管理局の業務のごく概要を御報告申
し上げます。なお、詳細の点は、御質
問によつて御説明いたします。

お手元にいろいろ資料を差し上げて
ございますが、まず概況を、行政管理局
の設置法に基きまして御説明申し上げ
たいと思ひますので、黄色い色のつ
いております、行政管理局法令集とい
うのがございます。その百十四ページを
開いて下さい。そこに、行政管理局の
設置法が載つております。

行政管理局は、二十三年の七月に内閣に
臨時に設けられました行政調査部と中
央行政監察委員会とを統合いたしまし
て設置せられました。その後、二十七
年の八月の法律の改正によりまして、
統計委員会と經濟調査庁、經濟安定本
部の一部であります建設局の監査課を
統合いたしました。今日の行政管理局
の姿になつておるのでございます。

行政管理局の組織は、これも資料
として差し上げてございます。「行政
管理局機構及び定員」という一枚紙が
ございますので、それをあらになつ
ていただきたいと思います。一枚紙
で、「管理局機構及び定員」というの
がございます。あらになつてよろ

に、中央の機構といたしましては、官
房に秘書課、會計課のございますほか
に、三つの部で業務を実施いたしてお
ります。管理局、統計基準部、監察部、
この三つでございます。その三つの部
の所掌事務につきまして、設置法の
第二条をあらにいただきますと、そこ
に所掌事務の範圍が第一号から十三号
まであつておりますが、まず、第一
の管理局の所掌事務は、

一 行政制度一般に關する基本的事
項を企画すること。

二 行政機關の機構、定員及び運営
の総合調整を行うこと。

三 行政機關の機構、定員及び運営
に關する調査、企画、立案及び勧
告を行うこと。

四 各行政機關の機構の新設、改正
及び廃止並びに定員の設置、増減
及び廃止に關する審査を行うこと。

それと、一番お終いの
十三 所掌事務に關し必要な資料の
収集を行うこと。

これが、一号から四号まで、それが
管理局でございます。

次に、

五 統計及び統計制度の改善発達に
關する基本的事項を企画すること。

六 統計調査の審査、基準の設定及
び総合調整を行うこと。

七 統計報告の徴集について調整を
行うこと。

八 統計機關の機構、定員及び運営

に關し、地方公共団体の長又は教
育委員会に対し、連絡及び勧奨を
行うこと。

九 統計職員養成の企画及び検定
を行うこと。

十 統計知識の普及及び宣伝並びに
國際統計事務の統轄その他統計の
改善発達に關する事務を行うこと。

と、この五号から十号までと、先ほ
ど申しました十三号の關係、これが統
計基準部でございます。

十一 各行政機關の業務の実施状況
を監察し、必要な勧告を行うこと。

十二 前号の監察に關連して、公共
企業体(公共企業体等労働關係法
(昭和二十三年法律第二百五十七
号)第二条第一項第一号に掲げる
公共企業体をいう)、原子燃料公
社、公庫(公庫の予算及び決算に
關する法律(昭和二十六年法律第
九十九号)第一条の公庫をいう)、
日本住宅公団、愛知用水公団、農
地開発機械公団、日本道路公団及
び森林開発公団の業務並びに國の
委任又は補助に係る業務の実施状
況に關し必要な調査を行うこと。

十三 所掌事務に關し必要な資料の
収集を行うこと。

これが監察部の所掌事務と、こういう
ことになつております。これが中央
の機構でございます。これが中央
といたしましては、管区監察局八局と
地方監察局四十一局があるわけでござ
います。これは設置法の第三条の二に

規定がございまして、八管区は、札
幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広
島、高松、福岡でございます。その
八管区のもとに、各府県にそれぞれ一
カ所、北海道が三カ所、地方局があり
まして、管区局のもとにその事務を行
なつておる、こういう姿でございま
す。

それから付屬機關といたしまして
は、その表の上の方に点線で書いてご
ざいます。行政審議会と統計審議
会、これが恒久的な機關としてあるわ
けでございます。これにつきまして
は、設置法の第六條、第七條、第八條
に規定があるわけでございます。

行政審議会につきましては、三十年
の十二月に定員の改正がございまし
て、従来委員が十五人でありました
のを、二十人に改正していただきました。
現在任命されております委員は、
昨年の暮に、十二月二十六日に任命さ
れました委員、審議会といたしまして
は第三次の審議会でございます。過
般提案いたしました。第一次行
政制度改革要綱の答申をいただいたお
る委員会でございます。

統計審議会の方は、委員の定員は十
七名でございます。第八條に規定
がございます。そこにございまして、
に、学識経験者側から七人、統計の行
政機關側から六人、統計利用者から四
人、合計十七人の委員からなつており
まして、これは、別に運用の政令の方
で、毎月一日必ず會議を開くというこ
とになつております。

統計審議会の機構、定員及び運営

に關し、地方公共団体の長又は教
育委員会に対し、連絡及び勧奨を
行うこと。

九 統計職員養成の企画及び検定
を行うこと。

十 統計知識の普及及び宣伝並びに
國際統計事務の統轄その他統計の
改善発達に關する事務を行うこと。

と、この五号から十号までと、先ほ
ど申しました十三号の關係、これが統
計基準部でございます。

十一 各行政機關の業務の実施状況
を監察し、必要な勧告を行うこと。

十二 前号の監察に關連して、公共
企業体(公共企業体等労働關係法
(昭和二十三年法律第二百五十七
号)第二条第一項第一号に掲げる
公共企業体をいう)、原子燃料公
社、公庫(公庫の予算及び決算に
關する法律(昭和二十六年法律第
九十九号)第一条の公庫をいう)、
日本住宅公団、愛知用水公団、農
地開発機械公団、日本道路公団及
び森林開発公団の業務並びに國の
委任又は補助に係る業務の実施状
況に關し必要な調査を行うこと。

十三 所掌事務に關し必要な資料の
収集を行うこと。

これが監察部の所掌事務と、こういう
ことになつております。これが中央
の機構でございます。これが中央
といたしましては、管区監察局八局と
地方監察局四十一局があるわけでござ
います。これは設置法の第三条の二に

規定がございまして、八管区は、札
幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広
島、高松、福岡でございます。その
八管区のもとに、各府県にそれぞれ一
カ所、北海道が三カ所、地方局があり
まして、管区局のもとにその事務を行
なつておる、こういう姿でございま
す。

それから付屬機關といたしまして
は、その表の上の方に点線で書いてご
ざいます。行政審議会と統計審議
会、これが恒久的な機關としてあるわ
けでございます。これにつきまして
は、設置法の第六條、第七條、第八條
に規定があるわけでございます。

行政審議会につきましては、三十年
の十二月に定員の改正がございまし
て、従来委員が十五人でありました
のを、二十人に改正していただきました。
現在任命されております委員は、
昨年の暮に、十二月二十六日に任命さ
れました委員、審議会といたしまして
は第三次の審議会でございます。過
般提案いたしました。第一次行
政制度改革要綱の答申をいただいたお
る委員会でございます。

統計審議会の方は、委員の定員は十
七名でございます。第八條に規定
がございます。そこにございまして、
に、学識経験者側から七人、統計の行
政機關側から六人、統計利用者から四
人、合計十七人の委員からなつており
まして、これは、別に運用の政令の方
で、毎月一日必ず會議を開くというこ
とになつております。

統計審議会の機構、定員及び運営

に關し、地方公共団体の長又は教
育委員会に対し、連絡及び勧奨を
行うこと。

九 統計職員養成の企画及び検定
を行うこと。

十 統計知識の普及及び宣伝並びに
國際統計事務の統轄その他統計の
改善発達に關する事務を行うこと。

と、この五号から十号までと、先ほ
ど申しました十三号の關係、これが統
計基準部でございます。

十一 各行政機關の業務の実施状況
を監察し、必要な勧告を行うこと。

十二 前号の監察に關連して、公共
企業体(公共企業体等労働關係法
(昭和二十三年法律第二百五十七
号)第二条第一項第一号に掲げる
公共企業体をいう)、原子燃料公
社、公庫(公庫の予算及び決算に
關する法律(昭和二十六年法律第
九十九号)第一条の公庫をいう)、
日本住宅公団、愛知用水公団、農
地開発機械公団、日本道路公団及
び森林開発公団の業務並びに國の
委任又は補助に係る業務の実施状
況に關し必要な調査を行うこと。

十三 所掌事務に關し必要な資料の
収集を行うこと。

これが監察部の所掌事務と、こういう
ことになつております。これが中央
の機構でございます。これが中央
といたしましては、管区監察局八局と
地方監察局四十一局があるわけでござ
います。これは設置法の第三条の二に

なお、この審議会には、専門的な事項を審議するために、専門部会を十数部持つて運営をいたしております。

公共事業特別調査委員につきましては、後ほど御説明を申し上げたいと思っております。

大體、機構はそういう形になっておりますが、なお、従来統計基準部及び管区、地方の各局におきましては、部長の下が課の制度になっておたのでございまして、業務の性質上、課によらずに、機動的に業務の分担をして、部長を助けるということの方が人事管理上、業務運営上適當であらうということに考へまして、本年の四月以降、統計基準部には、ごらんのように、企画課という庶務をやりまします課のほかには、統計審査官という制度に改めまして、管理部、監察部がそれぞれ管理官、監察官という制度をとつております。と同時の姿に改めまして、従来は管区局におきましては、一部、二部の下にそれぞれ三課の業務課がございまして、地方局は、局長の下に総務課及び一課、二課があつたのでございまして、比較的少数の職員で、ことに監察の業務のような、時に分担通りに仕事の流れない、機動的に仕事をやつていく必要がありまことにかんがひまして、これは、その表にございまして、いずれも監察官という制度に改めて、運用の適切を期している次第でございまして。

す。ここにございまして、管区局に四百九十一名、地方監察局に八百三十九名という職員を割りしておりますので、中央といたしましては、管理部のごときは二十数名、統計基準部も四十三名というような職員でございまして。監察部が各監察項目を分任しておりますが、比較的多数の職員を擁しておりますが、千五百九十一名のうち千三百名ばかりが地方職員でございまして、これも各地方局に分属いたしておりますので、それぞれの出先機構としては、相當窮屈な定員配置になつてゐるわけにございまして、私も役所の性格といたしまして、できる限り職員の仕事の合理的運用を期する意味で、努めて増員を避けて、職員の仕事の能率を上げることにと留意している次第でございまして。定員につきましては、大體以上の説明をもつて終えたいと思ひます。

管理庁は、以上のような分掌事務を持つてゐるのでございまして、これを行つた権限につきましては、第四条に、長官の権限として規定があるわけにございまして。長官は、必要な書類を行政機関の長から提出を求め、説明を求めることができる。あるいは関係機関の長に對して意見を述べることができ。こゝにいうような権限を規定しているものであります。第四条につきましては、主として監察に對する権限の強化という点で、二十八年の八月に法律の改正をみたのでございまして。二十八年の法律の改正で権限が強化されました項目は、第四条の九項にございまして、その第四項、「長官は、監察を行ふための必要な範圍において、各行政機関の業務について実地に調査することができる。」

第五項、「長官は、各行政機関の業務の監察に關連して、第二條第十二号に規定する業務について、書面により又は實地に調査することができる。この場合において調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。」

一つ飛びまして七項、「長官は、監察の結果第三項の規定により関係行政機関の長に對し勧告をしたときは、当該行政機関の長に對し、その勧告に基いて執つた措置について報告を求めることができる。」

八項、「長官は、監察の結果行政運営の改善を圖るため必要と認めるときは、内閣総理大臣に對し、関係行政機関の長に所管事項の改善を指示するよう意見を具呈することができる。」

第九項、「長官は、監察の結果綱紀を維持するため必要と認めるときは、関係行政機関の長に對し、これに關し意見を述べることができ。」

従来から、監察に關しまして調査をするために説明を求めたり、あるいはその結果勧告をしたり、あるいは関係者からも必要な資料の提供を求めることができるという権限があつたはずでございまして、當時の二十八年の改正によりまして、現地調査に關する権限、ことに公社等調査対象、監察対象のほかに調査対象につきましても同様の権限を期待したいということも権限をはつきり定めましたほかに、勧告をいたしました結果に對しまして相手方から解答を求めること。また、監察の結果重要な事項につきましては、内閣総理大臣に意見を申し上げて、内閣総理大臣から改善を関係機関に指示して

いただくという道も開かれております。さらに、綱紀の維持のために必要と認めるときは、意見を述べることができるといふような規定を付加いたしましたのでございまして。この監察の権限強化といふことは、管理庁が監察部を強化いたしました以来しばしば言われておるところでございまして、ただいま申し上げました二十八年の八月の改正に就きまして、三十年の十二月に、やはり監察の権限の強化を見たのでございまして、それは、第二條の所掌事務を拡げたのでございまして。第二條の所掌事務で、昨年の暮の改正におきまして、新たに公庫を加へましたこと、そこにございまして、原子燃料公社でありますとか、住宅公団、愛知用水公団等一連の新設公団を監察の対象とするということにあらためたのでございまして。

以上、非常に大ざつぱでありますが一応概況を申し上げまして、次に、同庁の予算について申し上げます。と思ひますが、これはごく簡単にしましては簡単でございまして。お手元に昭和三十一年度予算課目別内訳表というのがございまして。一枚刷りでございますので、御覧を願ひたいと思ひます。同庁の予算は、全体として十三億でございまして、そのうちの約半分であります六億四千万円というものが、この表で十四という番号が打つてあります。統計調査を委託しております地方職員の人件費でございまして、これを半額食われておりますので、これを除きましたのが同庁の予算で、約六億九千万円というものが実際の残りの予算でございまして。この六億九千万円のうち、この表にはこゝにふり出してお

りまするが、これを整理いたしました。人件費を拾つてみますと、人件費が五億八千万円でありまして、全体の八五％は人件費ということにございまして。この六億九千万の残りは、旅費が五％、物件費が九％、その他が一％というような構成になつておりますので、私どもの予算の中味は、ほとんど人件費であるが御承知を願つてけつこうと思ひますが、私どもといたしましては、業務を實施いたします場合に、活動費として旅費が必要な経費でございまして。毎年の新規予算の要求の中心をなしておりますのは、旅費の増額という点でございまして。来年度、三十二年度の予算要求としては、約二億円ばかり全部で増額要求をいたしております。予算はごく簡単な姿でございまして、一応その程度で、先へ進みたいと思ひます。

以上が大體管理庁全体の話でございまして、各部につきましては、各部長が参つておりますので、なお詳細お聞きいただいてもいいと思ひますが、一応簡単に各部につきまして申し上げます。

第一に管理部でございまして、これは、先ほど御説いたしました所掌事務の範圍、第一号から四号と申し上げたのであります。主として行政制度、行政機関の機構、定員をコントロールするというのが業務でございまして、国会關係にしろ御審議をいたしたきまです。関係といふのは、御案内の機構、改革、行政整理といふような問題で、大きくいろいろな法案を用意し、また、御審議を願ひたいことになつてございまして、機構改正につきましては、御案内の通り、終戦以来しばしば

機構の変更を見、また、これに伴います行政整理も前後三回はあり、ことに大きな行政整理がありました。この関係の仕事を、ただいまこの関係の仕事といたしまして、先ほど申し上げました第三次行政審議会の答申に基づき、第一次行政制度改革案と十ばかりの法律案、国家行政組織法以下十本の法律案の改正を国会に提出して、継続審議になっているというふうな状況でございます。なお、この制度改正に伴いまして、本年の三月末日に、中央官庁の各省の課を二割整理するという措置をとったようなこともいたしました。

次に、国会に關係いたします事務といたしましては、毎年度各省の新規事業に關連いたしまして、機構なり定員に増減があるわけでございまして、これに伴う各省庁の設置法の改正及び行政機関の職員につきましては行政機関職員定員法という法律が出ておりますので、この法律に規定いたしました定員の数の変化を主たる内容とした修正改正法案を提出するわけでございまして、目下、来年度の予算要求と並行いたしまして、私どもの方といたしましては、これらの方につきまして、作業をいたしているのでございます。そのほか管理部門の業務といたしましては、政令団体等におきます各省庁の機構その他の制度の審査を実施いたしているわけでございまして、最近の一年間の私どものやりました仕事の内容といたしまして、お手元に、少し大きな印刷物で、行政管年報という一冊の本が出てございまして、これは、毎年おおむね一年ごとを単位といたしまして、ただいままで五巻になっているのでございまして、最初の方に、一年間に行いました業務を記述いたしましたので、あと必要な資料をそれに付加してございまして、お暇のあるときに、ごらんおきいただきますればけっこうだと思ひます。

次に、統計基準部について申し上げますが、基準部は、先ほど申し上げましたような所掌事務でございまして、これは総理府にございまして統計局や各省の統計主管部のように、直接に統計を作成する機関ではなくて、各省の統計活動を総合調整いたしまして、ことにわが国の統計及び統計制度の改善発達をはかるために設けられました機構でございます。統計基準部は、統計法、統計報告調整法等に基づいておもな業務を行なっております。その統計法及び統計報告調整法は、資料としてお手元にお配りいたしてございまして、やつております業務といたしまして、第一は指定統計の指定及び承認でございます。指定統計の指定及び承認でございます。指定統計のうち、統計法第二条の規定により、行政官庁長官の指定を受けたものは指定統計となるわけでございまして、その実施方法について、同じく長官の承認を得て実施しなければならぬというところになっております。この指定及び承認の事務は、基準部の所掌事務になっておるのでございまして、これによりまして、重要な統計調査が無秩序に行われることを防ぎ統計調査の正確性の向上と、各種調査間の総合調整をはかるのでございまして、指定統計の現在までの数は八十九でございまして、これもお手元に表が参つてございまして、なお、指定統計の中で、どういふものを指定統計にしておるかというところも、その次の詳しい表に載っております。

第二の仕事は、統計報告調整法による統計報告の審査及び承認でございます。統計報告調整法の規定によりまして、統計報告調整法の規定によりまして、国の行政機関が十人以上の人または法人その他の団体から統計を徴集する統計につきましては、長官の承認がなければ徴集を行うことができないというところになっておるのでございまして、統計基準部がこの承認を行つた際に、これらの報告徴集が他の統計報告と重複してはいないか、または統計技術的に見て、その徴集方法が妥当であるかどうかというようなことを審査いたしまして、行政簡素化をはかる一面、国民負担の軽減をはかるというところをいたしておるのでございまして、二十七年の八月からこの法律が実施されましたのでございまして、今日までどれだけやつておりますかということはお手元の表にございまして、千五百四十三件になっておるわけでございまして、

第三の仕事といたしましては、統計予算に關する意見書を当部が作成しておるのでございまして、統計基準部は、統計に關する専門の見地から、毎年各省が大蔵省に對して行います統計調査に關する予算につきまして、意見書を作成して、大蔵省主計局に提出しておるのでございまして、このことは、昭和二十三年当時の統計委員会委員長と大蔵次官との間の申し合せに基づきまして、二十四年度予算から今日まで実施しておるのでございまして、その結果、予算額との調整方法に相当貢獻しておるものと信じております。

第四の業務は、統計基準の設定でございます。統計の国内及び国際比較性を保つために、各種の統計基準の統一が必要でございますが、統計基準部は、この所掌事務の一つといたしまして、たとえば日本標準産業分類、日本標準職業分類、地域分類等の諸分類を作つて、統計の基準としておるのでございまして、

第五の業務は、地方統計機構の管理でございます。先ほど予算のところでも申し上げましたように、統計調査の手足といたしまして、府県の職員を期待しておるわけでございまして、現在約六億円の人員費をもちまして、各都道府県に三千四百七十七名の職員を配置しておるのでございまして、これらの職員の配置と同時に、これらの訓練教育というふうなこともあわせて行なつておるのでございまして、

最後に、設置法にもうたつておりますように、国際統計事務の關係でございまして、統計の国際的な連絡が密になつて参りますに伴いまして、わが国の国際活動のまた活発になることにも關連いたしまして、国際統計事務もだんだん繁忙になつて参つておるのでございまして、統計基準部は、國際連合の統計委員会との間に連絡をいたしまして、これらの業務に遺憾なきを期しておるような次第であります。

以上が、簡単にございまして、基準部の業務でございまして、最後に監察部について申し上げます。監察部は、十一号、十二号でございまして、少しおわかりにくいと思いますが、十一号は、各行政機関の業務を直接監察するわけでございます。十二号で国鉄、専売公社でありますとか、あるいは公園等

ございしますが、これは、業務のかたわら実施しておりますが、相当地数になりまして、成績が上つてい

の実施状況を監察し、必要な勧告を行うこと。」と、この勧告を受けた各行政機関は、この勧告に対してどの程度の拘束があるのか。

れども、今朝回答があったようなことは各項目を通じてのことです。御答弁は。

ね。やはり監察の結果少し直すべき点がある、そういう点が発見されて初めて出るだろうと思いますが、そうしますと、この取り上げた項目というものは、ほとんどやはり勧告しなければならぬ状況であったということになる

うなのを大体目星をつけてやるので、従つてこの勧告の数が非常に多い、こ

約一万件でございます。苦情相談は、同じような趣旨からいたしまして、現地にございます行政救済のため、いろいろの民衆の苦情が多いわけございすので、これをできるだけ一つ御相談に

は、いわゆる主観的と申しますか、一方的に結論を出して押しつけるという

にはそれに従えばいいんです。これは、伊藤道君、そこをお聞きしたかったんです。

で、一定の期間なり人員でやるためには、やはり重点的に見ていかなければならぬ。それから対象も、全国的に見ておきますけれども、たとえば補助金

を想定してやる監察ももちろんござい

の余暇に実施いたしておりますので、その関係としては、まあ相当勉強しておるつもりでございますが、相談を受ける身といたしましては、やはり生活保護に關係するような事柄であり

もございすし、あるいは非常に理想に走つて、勧告してもなかなか実情としては無理だというふうな面もよく反省いたしまして、大体向うも納得した

からお聞きしますが、勧告です。これは、過去において何回ぐらい出ているんですか。回数、何かこの資料に載っていますか。

と、この取り上げた項目というものは、ほとんどやはり勧告しなければならぬ状況であったということになる

を想定してやる監察ももちろんござい

というふうな状態でございます。また何か漏れていと思ひますが、あまり長くなりまして、一応行政管理局の業務の概況を御説明させていただきます。

府部内の機関の反省の機関でございますから、助言をするというふうな形が現われておるのでございす。

た。たとえば最近やりました自動車の調査とかといったような、大体各官庁に共通なものというものは、勧告とあ

ておきますけれども、やはり効果的な行政事務というふうなものを対象としてやつておると御承知願ひたいと思ひます。

を想定してやる監察ももちろんござい

【速記中止】
○委員長(亀田得治君) 速記を始め

○伊藤道君 管理庁設置法の第二条に、所掌事務の範囲と権限がございすね。その一つの例をとりまして、第二

○委員長(亀田得治君) ちよつと、私

○委員長(亀田得治君) ちよつと、も

○委員長(亀田得治君) 理想的に申

○伊藤道君 管理庁設置法の第二条に、所掌事務の範囲と権限がございすね。その一つの例をとりまして、第二

○伊藤道君 ちよつと、も

○委員長(亀田得治君) 理想的に申

○委員長(亀田得治君) 理想的に申

○委員長(亀田得治君) 理想的に申

しますれば、回答事項がそのまま改善されなければならぬわけですが、しかし、その回答事項については、やはり法律改正を要する、終局においては、というふうな意味もございまして、あるいは法律改正までいかなくても、規則を改正するとか、回答を得てから直ちに改善ができたかどうかということに監査いたしましたも、意味のない場合もございまして。あるいは手続その他事務的な改善事項というものは、回答を得まして、ある一定の期間を経ますれば、その通りにやっていると、さういふことを監査し、確かめると、さういふ点はわれわれの方も努めて……結局中央官庁から回答が参りますと、相手官庁も下級機関へ結局さういふふうにして直せという趣旨で、通牒なり指示をしておるわけでありまして。われわれの方も、末端において、末端の機関がその通りに中央からの指示を得てやっておるかどうかということ、ある一定の期間を経まして、推進監察と申しますか、さういふ点はやっております。

○竹下豊次君 そりすると、勧告が履行されておるかという点について、あなたの方じや絶えず気をつけておられるわけですね。そのうち、どうもあそこはうまくやっていないようだというところを何かの關係で感知され、そのあとまた調査に出かけられる、監察に出かけられる、こういうことになるんでしょね。で、さういう機会には非常に少いんじゃないかと想像するんですけれども……

○説明員(岡松進次郎君) 新しい監察もございまして、それから大抵、われわれの方といたしまして、今までの経験から申しまして、回答は回答、いや改善する意思はないけれども、回答だけは出したといったような点は、われわれとしては認められないわけなんです。ございまして、大体その趣旨に沿って改善しておる実情でございまして。ただ、それが非常にいろいろな相手官庁の事情がありまして、改善が長引いていたしまして実情を聞いて、もう少し見守っておるといふようなこともございまして、さういふ機会には、さういふことはあると思ひます。

味ではありません。また、われわれの方は、事務的には非常に専門家でございまして、われわれの見方が多少何か改善意見を出さんかのために、理想に走るとか、あるいは一方的な結論にとられるというところはあり得ることではございまして、さういふ意味の反省をしていくべきでございまして。大体勧告の趣旨について、これは反対だといったようなことをいっていただいております。さういふのでございまして。ただ、いろいろ問題がありまして、意見の相違というところはございまして、まあさう言われると、なかなか実情としてはむずかしいけれども、趣旨はよくわかったから、一つ将来検討してみたいといったような意味の回答に接する項目も決してないというところは申し上げません。

○竹下豊次君 独断的にやられると、そこに受けた方との間に摩擦が起るといふことになる心配があるんですね。それは、今お話にやられて、さういふことのないように努めてやっていくということでありまして、一応話し合いが勧告する前についたとすれば、そのことをさらに勧告する必要はないんじゃないかというところですね。それで、それを裏から見てみるというところ、話し合いのつかないことについて勧告をする必要がある、さういふふうに思われまして、さうすると、あとでどうも困るというところが起ってくるんじゃないかと思ひます。その点の運営はどういうことになりますか。

○説明員(岡松進次郎君) ただいまお話ししました話し合いというのは、いわゆる単独の事務当局との話し合いでございまして、別にいわゆる相手官庁の責任者たる大臣が納得されたという意図ではないのでありまして、決して公的のものではないのでありまして、大体さういふ勧告ならば、一応言つた方も受ける方も改善したい、さういふ勧告は、もうと非常につくさうだといふ場合もございまして。さういふ勧告はもらつて、さういふ議論もうちの内部にもあるけれども、今直ちにさういふことは、いいことだけれども、なかなか時日がかかるけれども、さういふ意見もございまして。それは、どこまで内部的なあれですか、やはり勧告と申しますのは、従来の形式は、次長の名前で事務次官に公式に通達してあるので、ですから、さういふ公式なことは、やはりそれをやる準備手段として、われわれの勧告がさう独断ではないと、相手官庁も相当その勧告について慎重検討する意思があるということを一応確かめまして、公式に勧告しております。

○竹下豊次君 勧告は、長官から相手官庁の大員に勧告されるわけじゃないのですか。

○説明員(岡松進次郎君) これは、従来の取扱ひも、依命通牒の形でやつておりますが、しかし最近では、国鉄のごとき、あるいは重要な項目につきましては、建前は大臣から大臣でございまして、大臣から大臣に勧告する場合もある、また現河野大臣になりましたから、なるべく大臣でやつた方がいんじゃないかというふうな御意見もありまして、しかし、これはやはり一つの形のごさいますものから、全部が全部、大臣から大臣という取扱ひ方にはいたしておりませんけれども……

○竹下豊次君 それから、下相談されるときに、事柄にもよりますが、けれども、大体部長、あなたの方でいうと部長なり次長、それから省あたりの次官あたりには相談されるんですか。あるいは局長、あるいは課長と課長との話し合いで勧告するといふようなことまで運ばれるんですか。

○説明員(岡松進次郎君) 大体私の方には、私の下に五人の審議官というのがある。これが大体業務の……私の方でございまして、業務の實際の担当をやっております。大体各省の経歴から申しましたならば局長級でございまして。それと私も加わりまして、また審議官がかしらになる場合もございまして。大体向うの局長級と話し合つております。

○竹下豊次君 今度は何かのことをお尋ねしたいんですが、さうと前から、監察制度について問題になっておる点があるんですが、受ける方の立場からみると、方々から同じようなことを監察されて困る。ことに会計検査院と監察部とが重複する場合がありまして、そのほか大蔵省とかほかの官庁と、七つも八つも重なるようなことがある。これを何とかしてもらいたいという声は非常に強かつたのです。その点は、それはなるほどさうだと、だから、できるだけそれをさういふことのないように気をつけていかなければならないというところは、数年前からあなたの方でもお考えになつておつたことかと思ひます。それが何かいいお知恵が出て、近ごろはよく運轉されることになつておるのかと思つておりますけれども、その点を一つ御答弁願ひたい。

○説明員(岡松進次郎君) これは、二

つの問題があると思うのでござい
ますが、一つは、現在監察、監査とい
機構といたしましては、私の方と大蔵
省の財務局、それから、会計検査院は
別の機関でございまして、一応
そういう対象に入る。それから、各省
にやはり各省の権限で自分の仕事を反
省していく、自己監察というものが、
監察といつていかどうか別問題とい
たしまして、ございまして。それから、
まあ監察というふうに一般に言われて
おりますが、たとえば、建設省に例を
とりましますと、何か竣工検査で係員が行
く。あるいは災害がありましたときに
査定に行く。建設省のごときは、中
央にそういう補助金の権限がございま
すから、査定も中央でやりますし、そ
れから竣工検査も中央から行く。こう
いうものは監察とか監査ではないが、
相手官庁にはやはり何か審査を受ける
という感じで、そういうものを全部監
察、監査といふと、これは非常に多
いのでございまして、これは各官庁が
ございまして。しかし、純粹に監察とか監
査というふうに限定いたしますれば、
今言つたように、まあ大蔵省の財務局
の監察、行政管理局の監察ということ
に政府部内ではなることになりま
す。政府部外では会計検査院、こうい
うことになりまして。財務局とわれわれの方
とは以前から部内でございまして、い
ろいろ話し合いました。最近も主計局
長と私の方と懇談いたしました。まあ
機構の問題は、今どうということにい
きません。ただ問題は、なるべく同一対
象なり、まあ計課も、同じことを同時に
やるというふうな無理なことは避けた
いというところが一つ。それから問題に
なりますのは、ある市なり町村、まあ町

村に同じ時期に別の機関が行くとい
うことが一番問題の焦点ではないか。そ
う、なるべく同じ対象を避けて行く
というところに努めているわけですね。会
計検査院は、これは政府部外の機関で
ございまして、そういうふうな部内機
関のようにならなければ参りませんし、も
とも目的も違つておるわけござい
ますけれども、しかし、必ずしも会計
検査院が行つた同一市町村にわれわれ
の方が行かなくつちやならぬというこ
ともないわけでございます。また、会
計検査院としても、それは、どうして
も必要で、問題があるという調査は別
といたしまして、全国相当数の町村の
一部分に行くわけでございますから、
なるべく対象を重複しないと、事柄の
ことは、まあこれは権限としてやるこ
とでございまして、その事柄によつて
行く町村で、きのうはあつちが来た
が、あしたはこつちが来るといったよ
うなことは避けて、また、ほかの町村
でも資料を得られるというふうな場合
は重複を避けるというふうなことは、
常々話し合つておるわけございま
す。その点十分ではございせんが、
大体そういう気運に進めるように、わ
れわれの方も努力しておるわけであ
ります。

○竹下豊次君 なお、ほかの省から調
査をやられますね。その場合に、一々、
私の方は何月の何日からあそこを何
調査するつもりだということを、ほか
の省に御通知になるのも大へんなこと
でございまして、しね。しかし、何ら
連絡の方法がないと、ほかの省との関
係がやはり重複することになるのじゃ
ないかと思ひますが、見ておつて、ど
うもあそこは今大蔵省でやつておるか
らして、こつちの方は遠慮しようとい
う程度のことなんではようか。あらか
じめある程度の打ち合せをして、一応
はあの鉄道の方は私の方でいつごろか
らやるといふことをお知らせになつ
て、関係のところは……、で着手され
るということになるのでしょうか。そ
の間の連絡はどういうことになります
か。

○説明員(岡松進次郎君) 今までの経
験によりますと、調査項目が同一時期
に非常に重なつたといつたような例は
非常に少なかつたわけでございます。
そういう際は、一応日にちをずらすと
いったようなことを現に財務局とも協
定してやつております。ただ、その調
査項目は、やはり独自に定める点もご
ざいまして、必ずしもうまく調査項
目が全然別のものであるといふふう
な調整は、なかなか實際問題としてで
きない。しかし、同一時期に同一項目
で同じ町に行くといふようなことは避
けなければならぬ。しかし、そういう
例は割合少いのでございまして。まあ
あつた場合もございまして。結局やはり
時期をずらしても、たとえば夏に財務
局がA村に行つたと、この秋に、同じ
項目ではないけれども、やはり調査上
似たような項目で行くといふ場合に、
そのA村に行かずに、B村に行くとい
つたようなことが、非常に理想的に
行けばいいわけでございます。そうい
うふうな、対象を避けるといつた点も
考慮しておるわけでございます。

○竹下豊次君 私の質問は少し古いの
ですけれども、もう二年も前の話だか
ら……、一番いやがられたのは、統計
を作るにしても、同じ種類のものが大
蔵省からも来る、あなたの方からも来
る、ほかの省からも行くといつたよう
なことで、しかも、同じ統計だつたら
少し余分に作つたらいいはずだけれど
も、形が違つて、これが一番困ると、
それから受付の応待する時間だつて大
へんなことになつて、何時間とかいう
時間数を聞かされたこともありまして
がそれは忘れましたが、非常にその調
整といふことは、私はむずかしいこと
だらうと、その当時から思つておりま
したが、何とかいいお知恵がその後出
たんじやないかと思つて、実はお尋ね
してゐるわけなんです。大体しかしお
話で、現在おやりになつてゐることが
わかりましたから、またこの後、機会
がありましたら何うことにして、今日
はこの程度にいたします。

○上原正吉君 ちょっと一言お尋ねし
たいのですが、行政管理局で監察をな
さる場合に、経費の浪費とか冗費と
か、これが対象になるのは大へんもつ
ともで、けつこうだと思ふのですが、
措置の当とか不当とかいふような問
題です。たとえば外貨の割当とか、こ
ういふものは許可とか認可とか、こ
ういふものの当、不当といふふうな
ものは、会計検査院の検査対象にもなら
ないで、むしろ、願わくは管理局で監察
をやつてほしいとわれわれは思ふので
すが、そういうこともやつておいで
ございましてか。

○説明員(岡松進次郎君) もちろん
やつております。

○上原正吉君 それから、たとえば調
達などの場合、物資購入などの場合、
それぞれの役所にそれぞれの規格の定
めがありまして、厳重な検査をして、規

格に合格したものを納入させる、こ
ういふようなことをやつておるよう
で、これがときに、とうてい誰が作
つても合格し得ないような厳重な規格を
作つて置いて、そういうある業者が製
品を納入するとその規格にパスする
が、それ以外の業者は容易に合格し得
ない、もともと合格し得ないような厳
重な規格が設けられてあるといふ
疑いがなきにしもあらずなんです
が、こういうふうな実例が何かに逢着
したことがありまして、どうか、どう
しやうか。

○説明員(岡松進次郎君) 現在まで、
調達業務につきましては、正として現
在の防衛庁の前身、保安庁でしたかの
時代に一度やりました。実はこの計画
にもありますように、来年、今、準
備監察といふんです、準備的な下調べ
をやりました。来年度から防衛庁をや
りたいと思つておりますが、主として
調達監察、以前の調達監察につきま
しては、相当問題がありましたけれど
も、御指摘のような趣旨につきま
しては、あるいは調査不十分であつたか
もしれませんが、以前の調査としまして
は、そういう面は監察面に現われてお
りませんが、今後はそういうふうなこ
ともあるいはあるかと存じますので、
今後の調査については、そういう点も
十分考慮して調査したいと、こ
ういふふうに考えております。

○上原正吉君 これは希望でございま
して、御答弁はただだかなくもけつ
こうなんです、どうも政府部内の助
言機関として、管理局が十分存在を
發揮していただくためには、どうかそ
の官庁の当とか不当とか、これを一つ
なべくたくさん取り上げて、政府の施

政が国民の信頼を失うことのないよう
に一つ努力するように、切に希望する
次第でございます。

○竹下登次君 本日すぐお答えいただ
かないでもいいんですが、なるべくな
らば、書いたものをいただけたらけつ
こうだと思ひますが、前の行政整理で、
特別退職金というようなものが出まし
たですね、その関係で、非常にたくさ
んな、普通の場合よりもよい支出
があつてゐるわけですが、それは人員
を整理する手段として、やむを得ない
方法であつたということもわかつてい
るわけですね。一方、人員整理というこ
とは、予算の節約ということになるわ
けだと思ひますが、それが全部じやあり
ませんが、それで、まとまつて大きい
金を出した。それが決行されてから二
年ばかりたちますが、その間の収支の
関係は、どれだけの利益があつたか、
つまり人員との関係、人がうんと減ら
されたということになると、その方の
俸給は減るわけですね。退職金は、特別
の退職金だから、うんとふえた。差引
勘定はどういうことになつております
か。つまり行政整理が、予算面から見
た整理になるかどうかという点が知り
たいのであります。これは、数字をお
出しになることはむづかしいことかと
思ひますが、何か資料がありましたら
ら。

○政府委員(岡部史郎君) 竹下委員の
お尋ねの点につきましては、資料的
にできるだけ早く提出いたしたいと思
ひますが、私の記憶いたしてあります
ところでは、二十九年度にこの前の
行政整理が始まりまして、その際にお
きまして、その年の予算に及ばず影響
につきましては、整理によりまして人

件費が減る、その分だけ整理退職に伴
う増しの特別手当を出しまして、
それで初年度においてはほとんどござ
います。減つた分だけ人件費が減ると
いう計算に相なつてゐるわけござい
ます。ただ、その後また、業務量の増
加によりまして、たとえて申しますれ
ば、郵政省関係におきましては、年々
四千八百人の人員増加もございます
が、そういう点が相殺されていくわ
けでございます。簡道はそういう
ことになつておりますので、資料ので
き次第提出いたします。

○竹下登次君 結局これは、特別の手
当を出した、そのときには予算が予想
外にふえた、人を減らした、それで
減つたあとがぐんとふえるのも必要や
むを得ないことと思ひますが、また、
補つていくということになると、何の
ための特別退職手当かわからなくな
る。まだそれが実行されてからもう年
数がたちませんが、その成績を今か
ら出していただいても、それを最後の
判断の資料にするにはちよつと不十分
だと思ひますが、私の聞きたいのは、
そのところを聞きたいと思ひので
す。

○政府委員(岡部史郎君) 重ねてお答
え申し上げますが、この前の行政整理
は、二十九、三十両年度で六割、四割
の割合でやつておりますので、お話の
通り、まだその結果は出てこない、
それからまた、新しい業務量に伴いま
して、人員もふえて参つてゐるわけ
ございまして、これは、年々やむを得
ない業務量に伴ひまして人がふえるの
は、これは認めていかなければならぬ
じゃなからうか。来年度におきまして

も、極力人員の増加は抑制したい、こ
う思つておりますが、これも、ある程
度業務量に見合ひ定員の増加というこ
ともあり得るのじゃないか、これはま
た、定員法の改正につきまして、御審
議をいただくことになつております。
ただ、そういう整理をして、人員を抑
制するという努力を一方に払い、必要
な定員を確保していく、こういう考え
でおりますので、御了承いただきたい
と思ひます。

○委員長(亀田得治君) ちよつと速記
をやめて。

○委員長(亀田得治君) 速記を始め
て。

午後一時四十九分閉会
午後十一時四十九分休憩

○委員長(亀田得治君) 休憩前に引き
続き、委員会を再開いたします。
一般職の職員給与に關する法律の
一部を改正する法律案(閣法第一〇号)
を議題に供します。まず、政府から提
案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(田中榮一君) ただいま議
題となりました、一般職の職員給与
に關する法律の一部を改正する法律案
につきまして、その提案理由並びに内
容の概略を御説明申し上げます。

国家公務員の給与に關する本年七月
十六日付の人事院勧告につきまして
は、これを尊重する方針のもとに政府
において鋭意検討中でありまして、そ
の内容に於いてなお考究を要するもの
があり、かつ、多額の経費を必要とす
るため、早急に結論を得ることは困難
な状況にあります。

しかしながら、同勧告中の「毎年三
月に俸給、扶養手当及び勤務手当の
月額合計額の〇・一五月分に相当す
る特別手当を支給するものとする。」
との点につきましては、勧告の趣旨に
かんがみ、すみやかにその趣旨を達成
することが適當であるとの結論に達し
た次第であります。ただし、勧告とお
りに特別手当という新しい手当を創設
いたしますことは、給与体系をますま
す複雑にするおそれがありますので、
むしろ、既存の臨時給与を増額するこ
とによりその趣旨を実現することがよ
り適當であると考えられております。

以上理由により、この際、国家公
務員に十二月十五日に支給する期末手
当の額を〇・一五月分増額することと
いたしました。

なお、本改正法律案により増額され
ることとなる部分の本年十二月におけ
る支給につきましては、各庁の長が既
定人件費の節約等によりまかない得る
範囲内で定める割合により支給するこ
とをいたしました。

以上が本法律案を提案する理由並び
に内容の概略であります。
何とぞ慎重御審議の上すみやかに御
賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(亀田得治君) 本法律案に対
して御質疑のおありの方は、順次御発
言をお願いいたします。

○永岡光治君 今の説明で、人事院か
ら勧告されております、給与体系を含
むいわゆる基本給の改訂の問題です
が、これは困難だからという理由であ
りますか、これは、いつごろ大体結論
をお出しになる見込みですか。
○政府委員(田中榮一君) 本件につ

ましては、先般私からも御説明申し上
げた通りでありまして、非常に内容が
広範でございます。また、技術的に
非常に検討が複雑でございます。か
ような関係から、現在も作業を進めて
おります。従ひまして、残念ながら臨
時国会中にはこの検討は終了いたしま
せんでしたけれども、来たるべき通常
国会中には、何らかの結論を出されば
ならないというような立場におきまし
て、政府といたしまして、誠意をもつ
て鋭意検討をいたしておる次第ござ
います。

○永岡光治君 通常国会中には何らか
の結論を出さなければならぬ、そう
いうようなことで検討しておるとい
うことではあります。通常国会中に
おきまして、大へんおそ
くなるわけですね。私はこの前、倉石
勲大臣の答弁の中で、この臨時国会中
に結論を出すように、目途としてやつ
ておる、こういう話でした。今の御答
弁とえらい食い違ひがあるわけが
が、それではちよつと間に合ひそうに
ない印象を受けるわけですが、どう
ですか、この十二月中に結論を出す
らしいの目途で努力をされていないの
ですか。

○政府委員(田中榮一君) おそらく私
は、倉石労働大臣も、この給与体系の
基本的な検討につきましては、前から
非常に急いでございまして、なるべく早
く、一つ急速に作業を終了するように
というふうなお話がございます。現
在内閣の方におきまして、作業を取
り進めておるような次第でございます
が、当時、倉石労働大臣といたしまし
ても、あるいは臨時国会中と言つたか
どうか、私は存じませんが、可及的す

す。

○政府委員(田中榮一君) 先ほど申した述べましたごとくに、政府といたしましては、もう最善の努力をして可及的すみやかにとりう方針で現在検討を加えておりまゝですので、時期等につきましては、今ここで一月一日から四日一日から実施になるかということは、ここで明言をいたすことは困難でございますが、一つ政府としまして是可及的すみやかに実施するという方針です。

りますから、その点で一応御了承願いたいと思ふのであります。

○秋山長造君 その点、今永岡君の質問に関連してお尋ねするのですが、いつから実施するのだといわれれば、や

はり責任ある当局としては、それはその時期にはつきりできないとおつしやるのは、これはわかるのですけれど、しかしそれにしても、人事院勧告が夏出て、それでそれ以来鋭意検討中だ検討中だと、すみやかに成案を得てという答弁を何回となく繰り返しの委員会で承わつてきておる。そこでいつから実施するといふほど固まつたお考えは何えないにしても、大体人事院の勧告を検討するなら検討するで、大体いつごろまでに検討を終るのか、いつごろまでにそれに基いての作業を終るという一つの目標といふか、めど、目途というものはあるはずなんです。ね。その目途、たとえば一月からとか、二月くらいに終りたいという目途がある。それからさらにそれがないにしても、せめて大きく分けて、年度内

には何とかこぎつけたとか、あるいは実施はおそらく翌年度からだろうとかいうくらいな、大ざっぱな目途だけでもこれは承わればいいと思うのですが、その点はどうですか。

○政務委員(田中榮一君) この給与体系の改善につきましては、先ほどもお話しのとおり、予算編成と並行して参つておりますので、大ざっぱに申し上げますと、予算編成が終る、予算が組み立てられる時期までに、その前に、給与体系の人事院勧告の内容の検討は終了しなければならぬと思つております。大体めどとしては、予算編成が全部終了する、予算編成ができるという前まで

○政府委員(田中榮一君) この人事院の勧告の内容は、御案内のように、年度末手当、いわゆる特別手当の支給、新たな手当を、年度末手当をここに割設しまして、それで一般国家公務員に支給してもらいたいという、こういう勧告の内容になっております。そこで先ほど提案理由に申し上げましたように、年度末手当という特別手当をここに新たに設定しまして支給するということは、もちろん国家公務員の給与改善にはなると思ふのであります。が、ただ新しい手当をここに新設するということ、現在の政府の方針として、これはちよつと採用できかね

い問題であります。それからまた般にもし政府がこうした新しい年度十

手当というものを創設したとした場合において、これは直ちに民間の給与にも非常に影響を来すことも考えらる。

るのでありますから、そういうよう
關係から、名を捨てて実を取るとい
意味におきまして年度末手当という
のを年末に繰り上げて、そして年末
手当、いわゆる期末手当に対する〇
一五の増額をしてこれを支給すると
こうした方が政府の給与体系をくず
ないで済むわけでありまして、そ
うような措置をとったわけでありま
す。

○委員長(亀田得治君) 基本的な問題
もあるのですが、地方公務員の關係、
自治庁長官は予算委員会にも行かな
ればならないので、だからできた、
そっちの方を先にやって下さい。

○伊藤道雄君 長官の方へお伺いま
すが、御承知のように、地方財政は
十九年のころから特に深刻になっ
たと思うのですが、現在ますます
という傾向にあると思うのですね。そ

で、各都府県の公務員の既得権である昇給昇格するあるいはストップ、あるいは遅延と、そういう苦しい状況にあるわけですね。そういう情勢の中で、ここにありますように既定総賃の節約、ということとは、言うべくしてなかなか実際には行えないということとは、長官もよく御承知だろうと思います。にもかかわらず、こういう困難な情勢の中で、あえてこの既定総賃の節約、万が一を待たない場合には短期融資と、そそむというようなことがここにりたつてあるのですけれども、これについて果してこういう困難な情勢下でこういうことができるかどうかということを、どうと

すが、これは県を言つてもよろしいやうにございますが、兵庫縣なんか非常に金が入つてきている、そうかと思ふと東北六縣なんかは財源なんかは非常に苦しい、つまり、ばらばらだばらばらだといふことは言ひ得るのです。で、財政の法則としまして、こういう場合國家が始末をしろといふならば、それはやはり探すことは探さにならぬかと思ひます。だから、節約といふ問題を除く必要はないと思ひます。あるべき所もあるのでございまして、非常に豊富な県もございまして。だが、一応そゝうの意味は節約といふことを一応の

を多少できる県もあるというようなお話をすがね、おそらく大部分は困難だと思ふのであります。そこで、もし既定経費の節約でまかなえない場合、それが大部分だと思ひますが、そういう場合に、趣旨としてはわかつたのですけれども、それじゃ具体的にどういう方法で、たとえば通常国会で予算の補正をするとか、あるいは新年度において方法を具体的に講ずるとか、そういうような点、具体的に承わりたいのですかね。

○国務大臣(木田正孝君) これは主として財務当局の大蔵省関係の問題になります。今言われました補正ということは、この臨時国会でやらぬことはつきりいたしてあります。それまでの間にどうなっていくかということにつきましても、一般的の問題として考えなければならぬので、補正とばかりきめるということも大蔵省としてはできないだらうと思ひます。昨年はとにかく地方財政につきましても法人税のはね返りがありましたし、あるいは入場税の関税がございまして、確か二十億ぐらいのものを埋めて参りました。埋めるというのはこれは二月一ぱいにやらなければなりません。地方でやる場合には特別交付金で通していただくことになりまして、そんな関係がありまして、今こゝではつきりどういう手段というものは申し上げられませんが、必ず出すようにするということだけは閣議で決定したわけではございません。どういう方法、すなわち補正にするかどうかというところは、これは財務当局が口を切るべき問題で、私から申し上げることはできませんが、そういう場合もあると思ひます。

○伊藤道雄君 それでは、義務教育費国庫負担の面が大体およそ八億ぐらいに思ひますね、地方の負担が大体三十一億四千万ですか、大体約三十一億になると思ひますがね、今回の〇・一五で……これは大蔵省の方から伺つたんですがね、そういうふうになりますと、今の点がはつきりしてないと思ひますね、そういう措置についてどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(木田正孝君) 今の数字でございまして、義務教育八億その通りでございまして、国庫負担分と私ども言つております。それ以外の分もございまして、まあとにかく国庫の負担となつて八億です。それから地方団体の方は交付団体と不交付団体がございまして、二十二億というのがまあ正確な数字でございまして、不交付団体の三十億の金の問題です。不交付団体の方には、たとへばあまりまじかなことを言つて何ですが、東京などは非常な金でございまして、どういふことは問題でございまして、二十二億の八億、あわせて三十億、もうちよつと端が出ておりますけれども、大体三十億でございまして、その金をどうしていか、義務教育費の方は国の方でめんどろを見る。府県はとも出でございまして、府県はとも出でございまして、二十二億の方で結局二十二億の方が問題になるのですが、地方公務員と申しまするが、これは地方自治体で自主的に処理すべき問題でございまして、その中には今申しました地方公務員法によつてやるものと、それから教育公務員法によつてやるものと、警察法でやるものと、みんな取り扱つてゐるわけでは

ございません。いわば同じ屋根の下にあつて、片方をやつて片方をやらぬというわけにはいきませんし、公平の原則からいつてもいけません。ましてや法律では国家公務員法になつてやれ、ということが書いてあり、われわれは期待してゐるわけですが、その意味におきまして足らざることを考へて行かなければならぬ。先ほど一番問題になりましたが、再建団体という問題がござい

ますが、再建団体にも非常に財源の豊富になるべきところもございまして、これは実は少いのでございまして、東北初めみんな悪いのでございまして。昨年の例をとつて申し上げても大へんおくれましたが一応片づきました。地方で府県で申しまして、長崎、鹿児島、新潟が年末手当がおくれましたが片づきました。市町村の關係では大まかな数字でございまして、市の方が四百以上、町村の方が三千以上年末手当を去年に片づけて、残つた大部分のものが、ついでこの間、片づいたと私は報告を受けております。それをどうやってやつたかというところは、先ほど言つたような手段をとりまして、あるいは税金の問題を考へるとか、だいたい金は入つてくるわけなんのでございまして、国の方の国税の方が入ると同じように、地方税関係においてもやはり余裕が出てくるわけでありまして、いわんや三税の關係のことを考へてみますと、そういう点も考へられます。何として出すことにつきましても十分注意を払つて目的を達するようにはしたい。またそのめどができれば地方も出さぬといふことも、これもごもつともございまして。手続に關することですが、法律がきまれば、すぐこの

主意を地方に渡すつもりでござい

ます。それから再建団体につきましては、実は計画を変えなければならぬようになります。これだけふえただけ計画を変えなければならぬ。計画を変へるときには、自治庁長官の承認ということになつておりますが、しかし年末が迫つておりますし、うっちゃつておくわけにはいきませんから、法文の中にも災害その他やむを得ない場合には事後承諾でいい、ということになつておりますから、手続におきまして、再建団体を除外しないように、その目的を達するようにやつて行きたい、こ

う考へております。

○伊藤道雄君 長官の公平の原則ということはよく尊重せられてゐることはわかりました。そこで国家公務員については例年の例で大体十二月十五日を目途として間違いない、問題ないといふふうにして把握しておるのですが、それはあまり心配ないのですが、地方公務員の場合は、特に教育職員など大体二十五日で打ち切りになる。そういうことについては何とか国家公務員も地方公務員も公平の原則の上に立つて、どうせ与えるものでしたら時期についてもう少し遺憾のないように措置を講じてもらいたいと思ふのですが、その点については大丈夫でしょうか。

○国務大臣(木田正孝君) 今伊藤さんの御心配になつておる点は私も心配しておる点で、法律が通りますればなるべく早く実行するようには行きたいと、こゝ考へております。事務当局の方にもそのことはすぐにできるやうに用意をしておるわけではございません。○伊藤道雄君 今の赤字のいわゆる再

建団体については、短期融資等措置せられると思ふのですが、それまではいいのですが、そのあと始末ですね、短期融資は説明するまでもなく早急にやはり地方の負担になつて来るわけですから、そのあと始末についてたといへば、十分、一つ親心でこれを善処してやる、そういう働きかけが必要と思ひますが、その点についてどう……

○国務大臣(木田正孝君) 先ほど申しましたように、借りたのは借りたで融通でございまして。結局それはどうするといふめどがつかないと、向うも踏み切れないわけですが、その点につきまして私が申し上げましたように、どこまでも実行し得るやうな手段をとつて行きたい、またすべきである、こういうふうにして申し上げておきます。ただ国家と違ひまして地方団体は自主的にこれをきめまして、いろいろな団体の何がございまして、それを一にするといふことはこれはあり得ない。私もどういふ場合にとらなるといふことは、実行し得るやうに国家としてみて行かなければならぬ、こういうわけでは

う点についていかようにお考えでし
うか。

○国務大臣(木田正孝君) 先ほども申
しましたように、法律の通つたあとで
早くこれを実行するようにと、これ
が国家と同じような水準によく行く
という期待は私も持つておりますが、
命令してやるというところはこれは自主
性からできないのでございますが、知
事会等招集してと申しますか、連絡を
とるといふことは、向うも条例を作ら
んならぬ関係もございまして、果して
できるかどうかわかりませんが、御期
待に沿うような意味においての自治庁
としての努力は十分いたしたいと考え
ております。

○伊藤頼道君 たとえば知事会等の招
集は困難である、そういう情勢である
とすれば、通牒等により各地方が○・
一五の増額を容易にできるように、脱
落の県がないような措置を講じていた
だきたいと思つております。

○国務大臣(木田正孝君) 詳しくこれ
はこうこうとうとうという意味であ
るということをご地方にすぐ通知するよ
うにいたしてございまして、間違いない
ように期してございまして、

○伊藤頼道君 その点一つしつかり
やつて下さい。

○国務大臣(木田正孝君) よろしゅう
ございまして。

○秋山長造君 ただいまの地方に通牒
を流されるというのは、具体的にあす
の本会議でこれがきまると思ひます、
十三日ですが、支給日は十五日にな
る。そうするとよほど敏速にやつてい
ただかないと今までの経験からい
う、どうしても国家公務員と同時とい
うわけにいかない。いかなければかりで

ない、去年あたりは歳末押し迫つてま
で、すつたもんだやつておるので、さ
らに地方によつては正月に持ち越し
で、やつと年度末に片がつくという状
態なんです。今年だつてその状態は一
つも改善されていい。だからよほど
この行政指導というか、まあ主務者を
集めてどうされるということも考へて
おられる、また文書によつて直ちに通
知をなされるということも考へておら
れると思つておりますが、それらの具体
的な点、たとえばあす国会を通達すれ
ば、即日、あすの夜でも地方に通知を
なされるか、あるいは電報でなされる
か、あるいはあつてやるのか、そこ
ら具体的なことを聞いておきたい。

○国務大臣(木田正孝君) その点は非
常に大切な点でございまして、実は地
方の方もせつて聞いて来てございま
すし、支給の方法は十分とるつもりで
ございまして。地方としては条例改正が
もう一つあるのでありますから、そん
な点からいたしまして、こつちも早く
せいでいかに努力させるよう、今から
努力するつもりであります。

○秋山長造君 それはだいいふ前から予
想されたことでもあるし、それから地
方としても、だからその腹づもりで
こつちが、中央が正式にきまると思
つてゐるという状態じゃないかと思
うのです。だからまあなるべく早く
ということより、さらに一歩進めてい
ただいて即刻ぐらゐにやはいくよう
に、担当大臣からいたされていただき
たいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(木田正孝君) 秋山委員の
言われる通りであります、実は閣議
できまつたのはきのうでございまし

て、きのうの十一時ごろきまつたわけ
でございまして、御趣意の点はでき
ただけ文字通りに実行いたすことにいた
します。係の方へもしかるべく誠意を
もつてやるように言い伝えるつもりで
ございまして。

○秋山長造君 その点は一つくれぐれ
もただいまのお言葉の通りに、現政府
の責任において一つきつとと始末をつ
けていただきたいと思ひます。
それからさつき伊藤委員からちよつ
と質問が出ておりましたが、財源措置
の問題ですね、短期融資ということ
ですが、さらにただいまのお話で短期
融資のあと始末については、法人税
あるいは入場税等の自然増収を相当見込
まれるので、後段特別交付税でみた
い、こういう二段がまえの措置を考へ
られておる。それで大体この問題はま
んべんなく、すべての地方公務員に行
きわたるよう適切に実施できる。こ
ういう見通しを持っておられるはずだ
と思つておりますが、その点をもう一度お
伺いをしてございまして。

○国務大臣(木田正孝君) 秋山委員の
問題は、実は先ほども申しましたよう
にこれは自主的に自治体が行するの
でございまして、本年につきましても
大分おくれたりしたところもございま
す。けれども、われわれとしてはその
意味で国家公務員に準じたようにいく
べきことの期待を持つておるのであり
まして、自主性を持つて自治体が行
を実行するのでございまして、われわ
れとしてはそれができるように指導と
申しますか、実行を期待してゐるわけ
でございまして。

○秋山長造君 それからもう一点です

ね、学校教員の問題をちよつと何つて
おきたいのですが、去年の閣議決定
を見ますと、特に義務教育費国庫負担
分の増額分については将来財源措置を
講ずること、こういうふうなことに
あつたのです。ところが今度の閣
議決定を見ますと、そういう点には全
然触れていない。財源から考へる
と、去年は国庫負担分はちよつと十億
だったのです。ところが今年も大体
八億ばかり。あまり額は違わないので
すが、この点はどういう事情なんです
か、去年とことしと何か事情が違ふの
ですか。

○国務大臣(木田正孝君) ごもつとも
なお話でございまして、それは当然な
こととございまして、第一項の方にあ
る国家公務員の場合にも先ほど申しま
した節約はしていき、自衛隊である
とかあるいは法務省関係で足らぬ場合
があるんじゃないかということもある
が、それも書いてないでございま
す。第二項の方は地方公務員関係で
ございまして、義務教育費はこの前書い
てありましたが、ないという意味は当
然やるべきこととございまして、これ
は間違ひございせん。等というの
いろいろの場合を考へて等といふた
ので、義務教育費は当然御心配なく
これはやりますからさう御了承願いた
いと思ひます。等と書いたときに一々
それを書いていきますと大へんあるの
でございまして。でございまして去年
あつてことしがないという意味は実質
的に違ひはない、さう御了承願ひ
たいと思ひます。

○秋山長造君 ただこれを読んで見る
と、最初の政府の原案には等といふこと
が

なくて、あとからペンでちよつと書き
込んである、だからただこれはごろを
合せるために等と書いた程度かと思
つていたのですが、ただいまのお言葉
を聞くと等というのにはまことにその含
内容たるや大無辺で、どうも重大な
これは字句のようですが、去年はこの
点は、今おっしゃる通りに義務教育費
の国庫負担分だから、これは書いても
書かなくても当然で、法律できまつて
いるのだが、きまつてゐるにもかかわ
らず、去年はきまつてゐることをさら
に文書に書いておられる。今度はそれ
を等というふうなペンで書き込む程
度で済ましておられるということは、こ
れは多少気分的に不安を持つてのじや
ないかという気がしたからお尋ねしたの
ですが、ただいまの長官の御答弁でこ
れはよくわかりました。

○委員(亀田得治君) 速記をやめ
て。

〔速記中止〕

○委員(亀田得治君) 速記をつけ
て。
○永岡光治君 先ほどこの年度末手当
の問題について御答弁があつたわけ
ですが、これは年度末手当を設けるとい
うことは違法でも何でもない。形式的
には別ですが、さうでない限りは当然
だと思ひます、やはりこれは人事院が勧
告した趣旨もさういふところにあるの
じゃないか。これは田中さんもかつて
公務員であつた経験もおありだと思
ひますが、私たちもその経験を持つて
いるわけですが、で、御承知の通り戦
中ではありますけれども、年度末があ
り夏があり暮がありということでは
りもらつておつて、運営の妙味を発揮
されて非常に助かつたものですよ。そ

いろいろ趣旨もあつて今日三公社五現業あたりが出ていますので、形はいろいろ違つたりいたしますが、だから人事院が年度末手当という制度をとられたという事は、これはなかなかいい思ひつきだ、思ひつきというよりもなかなかいいことを考えたと思ひます。こういふ人事院勧告の精神を尊重するといふのだから、政府は必ず実行するのだと思ひました、それはお話を聞けば、それは工合が悪いと言ひ、工合悪いことは、ちつとも心配ない、年度末は年末の一べんでよろしいといふことは、とてもじゃないが今日の民間の情勢は違ひ、よく二次産業が公務員と比較されませんが、民間の二次産業と比べて大変な開きがある。この開きといふものは大変なものです。だからさういふ年度末をすりかえて、ただ時期を早めたのだといふことじゃなかなか私たちが納得ができないのです。それだけでは本當の誠意にならぬでしよ、三日月繰り上げたというだけではありがたみはさう私はあるものじゃないと思ひます。この点は私たちが別個のものとして受け取らなければならぬと思ひます。さういふことはもう一度検討してみなければいけません。さういふ思ひは、ぜひさうしてもらいたと思ひます。新しい給与体系、給与関係を再検討しているといふことであるが、その際ぜひ人事院勧告の年度末手当といふものについてやはり再検討する必要があると思ひますが、その辺のところも十分な返事じゃなく、十分これは誠意をもつて検討してもらいたと思ひますがどうですか。

○政府委員(田中榮一君) こういふ手当式のものはお説のように多々あります。す弁するで、何回も出した方がそれは公務員としては非常にいいと思ひますが、現在の国家公務員の給与体系として手当式のもの、夏期手当とそれから年末手当の二つに一応限定されておられますので、従つてまたここに新たに手当を設けるという事は、手当制度の全体の体系をくずしていくやうな関係にもなりますし、いろいろ国家財政の關係から申しましても、新しく手当を設けるという事は非常に大きな問題で財政上の負担にもなつてくるわけでありまして、将来はこれは別といたしまして、現状から考えますと、年度末手当をここに新たに設けるという事は、ちよつと政府として賛成いたしかねる問題なのでありますから、この点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○永岡光治君 考えは考えとしてお聞きしたんですが、これではあまり政府は何もやつていないといふのも差しつかえないくらいのものであります。ただ三ヶ月のものを十二月に繰り上げたんだ、あとは何も政府は努力していないんだといふことになれば、これは私は、国家公務員は実に落胆すると思ひます。がね、これは一つ将来の課題として残しておいてもらいたと思ひます。三十二年の予算の問題もありまして、給与全体についての検討の際の検討の対象にはぜひ一つ残しておいてもらいたと思ひます。さういふ一つさういふ返事しなくてもいいでしよ、当然これは人事院の精神を考へててもいいです。

○政府委員(田中榮一君) 人事院の勧告の内容にはいろいろことがうたわれしておりますので、もちろん、人事院の勧告の内容全体を検討いたしまする際には、この点につきましても検討はいたしたいと思つておりますが、ただ現実の問題として、今直ちにこれをどうするかといふことにつきましまして、政府といたしましては新たに設けるということ、新設するということにつきましましては一応反対であるといふ意見を申し上げておきたいと思ひます。検討は十分いたしたいと思つております。

○伊藤道雄君 今の問題に連関して、御承知のように、十二月に入つてからだといふ官公労を初めとしていろいろ労働組合運動が熾烈に、盛んになつてきておるわけですね。ところが反面民間の面を見ますと、証券会社などは本俸の六カ月分、まあこれは論外といたしましても、炭労を初めとして民間の面は戦後最大のような要求がほとんどストなどとして簡単に解決しておるのです。ところが官公労から出しておる一人二千人といふのは決して根拠のないことでない点はおわかりだろうと思ひます。人事院の数字をもつても、民間との差額でそれよりもずっと下回つた額であることも御了解いただけたらと思ひます。また人事院の勧告にしても俸給表の改訂と特別手当と、これもさういふん程度です。三年ぶりにやつたのがこのスト規制法が施行されて実施するといふ運びになりますし、またいろいろの労働組合運動に対していろいろの形で官憲の不当弾圧がある。さういふうちに与えるものは与えないで一方弾圧だけには實際にやつておる。さういふ意味に私どもも把握しておるのですが、さういふことをもあわせて考へていただい、何とか今永岡さんの言われたことにも関連をもつて一つ人事院の勧告の後半ですね、俸給表の改訂、さういふ点について十分、私どもはさういふ二千円でお願ひしておるわけですが、さういふ面もあわせて考へていただいて、また人事院の勧告については非常に複雑であるといふ点については、各政府の責任者からしばしば承つておる。一つ私どもの要求が官公労の出す一人二千人の要求である、さういふこともあわせて考へていただいて早急につつこの通常国会で結論を出していただきたい。さういふふうにお願ひしたいと思ひますが、このことに対して一つ御決意のほどを承りたと思ひます。

○政府委員(田中榮一君) この人事院の勧告の内容の実現につきましては先ほど来私からお答え申し上げておる通りでございます。まあ政府といたしましては、官公労の給与といふものは一般民間給与といふものに比較して非常にいいとは思ひます。またさういふ意味においてはこれは悪いだろうと考へております。まあさういふ見地から今度人事院の勧告のあの俸給表の改訂等につきましても、まあ人事院におかれましても十分検討された家だと思つておりますが、しかしそれとも一々の職場における俸給の階段に實際に脱み合はしてみますと、現状に即しないといふ点が非常に多いのであります。さういふ一般公務員に不利を来さぬように、さういふ關係から非常に複雑な検討を加えておるわけでございます。それがためによく出ておると言つても過言じゃないと思つておりますので、さういふ方針でやつておりますので、できるだけ御趣旨に沿うやうに一つ努力いたしたいと思ひております。

○永岡光治君 ○一五の点はこれはどこまでも年末手当の改正で法律が出ておることだし、私たちがその意味で受取つて、これは年度末じゃない、年末手当だと、さういふやうに解釈しておるという事をこれは十分肝に銘じておいてもらいたといふことだけは特に含んで、来たるべき給与関係についての検討をしてもらいたといふことを重ねて要望いたしておきます。

○委員長(龜田得治君) ちよつと速記をやめて。

【速記中止】

○委員長(龜田得治君) 速記をつけ

○永岡光治君 三公社五現業の閣議了解としておりますが、三公社五現業の職員は年末給与については、それぞれ団体交渉によつて定められるものであつて、政府としては、業績手当等を含めて、国家公務員の年末給与(一・六五五分)を限度として処理せられるものと了解する。さういふわけですね。この了解という事はどこまでも了解であつてやはり前提であります。団体交渉できめられる額といふことが先立つわけでありまして、かりにまあこれ以上のもので出るといふことになつても、それはいいけないといふ意味ではない、さういふわけですが、その点は間違ひないでしよ。それ以上出してはいけないといふ意味なのか。

○政府委員(田中榮一君) これは今度

